

IR整備法等に定める免許関連手続の概要

IR整備法等に定める免許関連手続の概要

- 区域整備計画の認定後におけるカジノ管理委員会に係る各種手続
(区域整備計画の認定申請の期限:令和4年4月28日)

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 申請前の対応 | <ul style="list-style-type: none">○ 申請をしようとする者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供(行政手続法第9条第2項) |
| 2. カジノ事業免許の申請 | <ul style="list-style-type: none">○ カジノ事業免許を受けようとする認定設置運営事業者は、申請書及び添付書類をカジノ管理委員会に提出(IR整備法第40条)○ 申請が到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始。法令に定められた形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて補正を求め、又は許認可等を拒否(行政手続法第7条)○ 申請者は、カジノ事業免許の審査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに納付(IR整備法第234条第2項) |
| 3. カジノ事業免許の審査及び免許の付与 | <ul style="list-style-type: none">○ カジノ事業免許の申請を受け、IR整備法の掲げる免許の基準等への適合性を審査。申請者、その役員、主要株主等及びその役員などについては、十分な社会的信用を有する者であるかを審査(IR整備法第41条第1項)○ カジノ管理委員会の議事は、出席者(委員長及び2人以上の委員)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決する(IR整備法第222条) |
| 4. 免許状の交付・審査費用の精算 | <ul style="list-style-type: none">○ 免許を与えたときは、免許状を交付(IR整備法第42条)○ 審査費用の概算額として納付された額が審査に要する費用の額に比し不足があるときは、申請者は、その不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに納付(IR整備法第234条第4項) |